

令和7年6月23日

陳情第55号

市長の資産公開に関する条例等の見直しを求める陳情



市長の資産公開に関する条例等の見直しを求める陳情

【陳情趣旨】

政治倫理の確立のための小田原市長の資産等の公開に関する条例（以下、倫理条例という）及び政治倫理の確立のための小田原市長の資産等の公開に関する条例施行規則（以下、施行規則という）は、いずれも施行から30年を迎えようとしています。

30年間にわたり運用されてきた条例が、見直しを必要としているかどうか判断するのは容易なことではありませんが、近年の政治動向を見るにつけ、改善すべき点が少なからずあるように思います。

この条例及び施行規則を見て考えさせられることは、例えば、施行規則第7条に規定されているように、対象者である市長に対する金銭的対価が発生しなければ、関連会社とみなされず報告義務が生じないということです。

小田原湯本カントリークラブを運営するのは営利企業である小田原箱根観光株式会社ですが、歴代の小田原市長は箱根町長と共に取締役就任しています。無報酬ではあるようですが、小田原市の所有する公有地を無償で貸借している相手方の取締役という利害関係を考えると、就任の是非はともかく報告すべき必要はあると考えます。利益相反する事態が想定されないのであればともかく、報告義務の検討は不可避のものであると考えます。

また、小田原市環境部環境政策課が事務局を務める「おだわら環境志民ネットワーク」には、現職の小田原市長が会員として、また顧問として活動に参画しています。

その「おだわら環境志民ネットワーク」には負担金として年間数100万円の公金が支給されています。公金を支出する立場の責任者でいながら、その公金を受給する側の顧問であるというのは、まさに李下に冠を正すべき事態であると考えるところです。条例が定められた30年前と現状には判断基準に相違があるとは思えませんが、見直すべき事情が生じた場合の対応策は考慮されるべきです。

【陳情項目】

小田原市議会として、小田原市長に対して、政治倫理の確立のための小田原市長の資産等の公開に関する条例及び政治倫理の確立のための小田原市長の資産等の公開に関する条例施行規則を見直すよう求めること。

令和7年6月23日

小田原市議会議長

井上 昌彦 様

提出者

小田原市中村原303

加藤 哲男 ㊞